

東金市立北中学校ネットワークの利用に関する取扱規定

1. 本規定のねらい

この規定は、東金市立北中学校（以下「本校」という）におけるネットワークの利用に関し、必要な規定を定めるものとする。

本校は、ネットワークの利用に際し、以下の定める規定に基づき、運用する。

2. インターネット利用の基本

本校においてインターネットを利用するにあたっては、その教育的効果に十分配慮し、「東金市立小・中学校におけるネットワークの利用に関する要綱（平成17年7月11日 東教学第430号）」（以下「市利用要綱」という）に準じて行う。

3. インターネットの主な利用形態

(1) 情報検索および収集

学習に関連する情報を検索・収集したり、問い合わせをして、回答を得たりする。

(2) 教材作成

授業で活用できる画像データや文書データを収集・加工して、教材作りに活用する。

(3) 情報発信および受信

特別活動や各教科での学習事項のまとめ等を学校のホームページに発信すると同時に、意見等を受信する。

(4) 国内および国際交流

電子メールにより、国内および海外の都市・学校との交流を行う。

4. 個人情報の発信とその範囲

(1) インターネットを利用して児童の個人情報を発信する場合は、市利用要綱に規定された範囲内で情報発信を行う。

(2) 児童生徒が発信するデータは、教師が集約し、教師が外部に発信すること。

(3) 本校のホームページには、本要綱及び、取扱規程を掲載し、情報発信がこれらの規定に基づいたものであることをホームページに明記する。また、情報の著作権の帰属先をホームページに明記する。

5. 教師による指導の徹底

(1) インターネットを利用する場合には、他人を中傷しない、著作権、肖像権、知的所有権に配慮するなどネットワーク利用における基本的モラルに留意するとともに、児童生徒のモラルの向上を図る。

(2) インターネットの特性を考慮し、教育上不適切な情報の取扱等の指導を徹底する。

6 . 個人情報及びデータの保護等

インターネットを利用するにあたっては、個人情報およびデータ等の保護に努める。

(1) インターネットに接続するコンピュータは学校長が特定し、それ以外のコンピュータはインターネットに接続しない。

(2) 回線を通じた外部からの不正進入を遮断する対策を講じる。

(3) インターネットに接続するコンピュータのハードディスクには、個人情報を含むデータを蓄えない。

(4) コンピュータウイルス (コンピュータシステムに何らかの被害を及ぼす目的で作られたプログラム) の被害を予防するため、ウイルスを発見し駆除する最新のウイルスワクチンソフトによるウイルス検査を定期的実施する。

7 . 受信した個人情報の取扱

インターネットを利用して受信した個人情報については、東金市個人情報保護条例の定めるところにより取り扱う。

8 . 運用責任者

校長はインターネット利用の適正を図るため、運用責任者を置く。

制定 平成 1 7 年 9 月 1 日